

分銅モ此類ナラン、併シ慶長以前ノコトハ不知、元和以來寛永ノ頃ノ分銅ハ如今ナレドモ、美銅ニシテ彫銘モ正シク、黃唐銅ト云ガ如シ、今用ユルトハ制至テ精シ。○申此分銅大坂ニテハ十人兩替ノ者、寛文年以來所持シ仲間ノ新分銅、是ニ合セテ輕重ヲ量リ、於會所月々立會改之、是ヲ様見セ新分銅ト云、元文年中、後藤家ヨリ、諸國分銅改ノ時、是ヲ取上げ潰シトス、仍テ今其古物世ニ存セズ、秤ハ猶古物世ニ殘リテ、今モ座方ノ改ヲ請テ用ユルコトヲ免ス。○申今海内用ユル所ノ分銅、是又後藤家ヨリ造リ出ス、併シ元和年前後、一統ナラザル時代ハ、右分銅モ民間ニ數ナク、依テ士民私ニ分銅ヲ造リ、極印ナクシテ是ヲ用ヒシナリ、漸ク治世ニ及ビ寛文五年、始テ公ノ制令アリテ是ヲ改メラル、其時右極印ノ分銅ハ、其儘目方相改メ、於無相違ハ、後藤家ヨリ極印ヲ打印料ヲトリ、其儘ニ通用セシトナリ、

〔古今要覽器財〕權の形

令に載する權の形、定かに傳へたるものなし、職人盡歌合にみえたるものは、全く今の秤とおなじ、守隨彦太郎云、慶長の比は、未極印を用ひず、その、ち代々實名の極印を打たりしゆゑに、先代の錘をあらたむる時は、實名の一宇、或は歸納の字を以て、小圓印として、打添る事となりたり、四代目の彦太郎正得以來、實名の極印をあらたむることなし、谷文晁家藏、慶長九年の月日を記せし錘あり、二代目彦太郎の錘なるよしいへり、

又秤に天下一と銘せし秤あり、その極印正得の字あり、是を守隨に質すに、四代目彦太郎正得が時、元祿のはじめ、私に天下一の號はけやけきことなりて改めたりといへども、公より停められたるにはあらざれば、今もたまく天下一の秤をもちきたる事あれども、直しつかはずといへり、

〔日本永代藏五〕朝の鹽籠タの油桶